

紹介手数料の返金規定

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、支払いを受けた紹介手数料を返金します。
ただし、次の各号のいずれかに該当する事由が、死亡、就労が不能となるような重大な疾病、若しくは求人事業者の責に帰すべき事由による場合には、この限りではありません。
 - (1) 内定者が入社後、3 ヶ月以内に本人の意思により退職した場合
 - (2) 内定者が入社後、3 ヶ月以内に求人事業者の就業規則に基づき解雇に至った場合
- 2 前項の場合、内定者の退職日又は解雇日より 7 営業日以内にその退職又は解雇の事実を書面により通知してください。本紹介所がその退職又は解雇の事実を確認した後、2 週間以内に紹介手数料の 50%を求人事業者に返金します。
3. 本紹介所は、支払いを受けた紹介手数料につき、本規程に基づく返金以外には、理由の如何を問わず一切返金しません。ただし、支払いを受けた紹介手数料に過誤納があった場合はこの限りではありません。

許可番号 28-ユ-300011

事業所の名称及び所在地 株式会社ベストテック 神戸市中央区小野柄通4丁目1番15号